

環小学校公式ホームページ運用規程

富津市立環小学校

1 目的

この運用規定は、富津市立小中学校の教育活動をより効果的に行うために、インターネット上への情報発信のあり方を示すとともに、児童、教職員及び保護者等のプライバシーを尊重し、安全かつ有効な情報発信に努めるために定める。

2 ホームページ開設主体及び責任範囲

富津市立小中学校公式ホームページ(以下学校ホームページ)は、各学校を開設主体として開設する。学校ホームページの管理責任者は、学校長とし、掲載する全ての情報の責任を負う。

3 ホームページ運用管理委員会の設置と情報発信等の取扱い

- (1) 学校長は、学校ホームページの適正な利用を図るため、ホームページ運用管理委員会(以下委員会)を設ける。委員会の委員の中から学校ホームページ取扱責任者を選任する。
- (2) 学校ホームページ取扱責任者は、ホームページを作成する統括者として管理・運営を行う。
- (3) 学校ホームページ取扱責任者は、作成した掲載内容を一般公開する前に、学校長の決裁を受ける。

4 個人情報の保護について

- (1) 学校ホームページに、児童、教職員の写真等を掲載する場合、個人が特定できないように十分配慮する。事前に関係する児童及び保護者に掲載の目的や掲載期間、危険性などを十分説明した上で承諾を得るなど、慎重に扱う。
- (2) 学校ホームページには、児童、保護者等の氏名、住所、電話番号、生年月日、趣味・特技など、プライバシーに関わる情報は掲載しない。
- (3) 児童の意見や主張、感想等については、個人の特定ができないように十分配慮する。
- (4) 本人又は保護者から発信内容の訂正又は取り消しの要望等を受けた場合は、委員会に報告し、速やかに発信内容を変更し、本人及び保護者に報告する。
- (5) 教育委員会若しくはその他の組織・団体、又は個人から学校の発信内容に関する指摘を受けた場合は、委員会に報告し、速やかに適切な処置をとる。

5 著作権の保護について

- (1) 児童個人の作品等、著作物を掲載する場合は、本人又は保護者の承諾を得るなど、慎重に扱う。
- (2) 書物等からの転載や引用、音楽、動画、画像等の掲載については、知的所有権の侵害にならないよう、慎重に扱う。

6 学校ホームページの作成上の留意点について

学校ホームページの作成にあつては、次の事項に留意しなければならない。

- ア 情報内容を掲載するねらいを明確にすること
- イ 掲載する内容を最新のものに保つこと。
- ウ 掲載する情報の利用範囲、複製及び再利用について条件を明示すること。
- エ 学校ホームページへのリンクに関する規定を明示すること。
- オ 学校ホームページに他のホームページへのリンクを貼り付けるときは、貼り付け先のホームページの規定を確認し、貼り付け許諾を受けること。

7 掲載情報の内容について

学校ホームページは、公的な機関を代表した教育目的での情報発信であることを十分認識して記事を作成・掲載すること。その際、次の内容は掲載しないものとする。

- ア 法令及び公序良俗に反する内容
- イ 犯罪行為に結びつく恐れのある内容
- ウ 営利を目的とする内容
- エ 第三者の著作権その他の権利を侵害する内容
- オ 第三者を誹謗・中傷したり差別につながるような内容
- カ 学校の安全確保に影響する内容(防犯カメラや教室の詳細な配置図, 通学路等の詳細な地図等)
- キ 掲載の目的が終了した内容
- ク 委員会で審議されていない内容
- ケ その他学校から不特定多数に対して発信する情報として不相当と判断する内容

8 施行期日

平成22年4月1日から施行する。

平成29年4月1日から一部改正する。